

公益社団法人平川市シルバー人材センター

役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人平川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び理事長が指定する職にあるものとする。
- (2) 常勤役員とは、常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤の役員・非常勤の役員及び監事に対して無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は次の場合に支給する。

- (1) 非常勤役員が、理事会等に出席したとき、及びセンターの事業を執行したとき。
- (2) 理事長が指定する職にある者が、センター事業の業務を執行したとき。
- (3) 費用弁償の額は、別表第1による額とし、予算の範囲内において役員等旅費交通で支給する。
- (4) 役員等がセンターの業務上の必要により旅行した場合は、センターの旅費規程の定めるところによる。

(費用弁償の支給方法)

第5条 前条による費用弁償はその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じてまとめて支給することができる。

別表1（第4条関係）

定款に定める役員のうち非常勤役員	1日	3,000円
理事長が指定する職にある者	1日	2,000円

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年5月29日から施行する。